

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」 について

1. 概要

「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）の施行期日について、次の2点を定めるものである。

	項目	施行日
①	令和2年改正法の施行期日（全面施行日）	令和4年4月1日
②	令和2年改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日（オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への事前届出の受付開始日）	令和3年10月1日

2. 施行期日を上記のとおり定める理由

（1）施行期日①について

施行期日①については、令和2年改正法附則第1条に掲げる規定の施行の日（公布の日（令和2年6月12日）から2年以内の政令で定める日）までの日付とする必要がある。

施行期日①を定めるに当たっては、改正内容の周知・広報及び下位法令等の策定に必要な事業者等への意見聴取等を行うための十分な期間を設けつつ、多くの事業者にとって事業年度の初日であり、システムの切替え等の対応が比較的容易と考えられる令和4年4月1日とすることとする。

（2）施行期日②について

今般、施行期日①を令和4年4月1日とすることを受け、オプトアウト手続による個人データの第三者提供を行う事業者における準備期間の確保等の観点から、施行期日②について、令和3年10月1日とすることとする。

（参考）令和2年改正法附則第2条は、オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への届出を、施行期日①より前に行うことができる旨を規定しており、当該規定の施行期日（施行期日②）については、令和2年改正法附則第1条第3号の規定により、令和2年改正法の公布の日（令和2年6月12日）から1年6月以内（令和3年12月12日まで）の政令で定める日とされている。

<参照条文>

○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（通知等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

以上